

ばい煙発生施設（大気汚染防止法）

【大気汚染防止法施行令別表第1】（第2条関係）

	施設名	規模要件
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	● 燃料の燃焼能力 50 リットル/時 以上
2	（水性ガス、油ガス発生用）ガス発生炉、加熱炉	● 原料処理能力 20 トン/日 以上 ● 燃料の燃焼能力 50 リットル/時 以上
3	ばい焼炉、焼結炉、か焼炉	原料処理能力 1 トン/時 以上
4	（金属精錬用）溶鉱炉、転炉、平炉	
5	（金属の精錬または鑄造用）溶解炉	● 火格子面積 1m ² 以上 ● 羽口面断面積 0.5m ² 以上
6	（金属の鍛造、圧延、熱処理用）加熱炉	
7	（石油製品、石油化学製品、コールタール製品製造用）加熱炉	● 燃焼能力 50 リットル/時 以上 ● 変圧器定格容量 200kVA 以上
8	（石油精製用）流動接触分解装置の触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力 200kg/時 以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置の燃焼炉	燃焼能力 6 リットル/時 以上
9	（窯業製品製造用）焼成炉、溶融炉	● 火格子面積 1m ² 以上 ● 燃焼能力 50 リットル/時 以上 ● 変圧器定格容量 200 kVA 以上
10	（無機化学工業品または食料品製造用）反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置含）、直火炉	
11	乾燥炉	変圧器定格容量 1,000 kVA 以上
12	（製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用）電気炉	
13	廃棄物焼却炉	● 火格子面積 2m ² 以上 ● 焼却能力 200kg/時 以上
14	（銅、鉛、亜鉛の精錬用）ばい焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉含）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉含）、転炉、溶解炉、乾燥炉	● 原料処理能力 0.5 トン/時 以上 ● 火格子面積 0.5m ² 以上 ● 羽口面断面積 0.2m ² 以上 ● 燃焼能力 20 リットル/時 以上
15	（カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用）乾燥施設	容量 0.1m ³ 以上
16	（塩素化エチレン製造用）塩素急速冷却施設	塩素処理能力 50kg/時 以上
17	（塩素第二鉄製造用）溶解槽	
18	（活性炭製造用〔塩化亜鉛を使用するもの〕用）反応炉	燃焼能力 3 リットル/時 以上
19	（化学製品製造用）塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設	塩素処理能力 50kg/時 以上
20	（アルミニウム精錬用）電解炉	電流容量 30kA 以上
21	（燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用〔原料に燐鉱石を使用するもの〕）反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	● 燐鉱石処理能力 80kg/時 以上 ● 燃焼能力 50 リットル/時 以上 ● 変圧器定格容量 200 kVA 以上
22	（弗酸製造用）凝縮施設、吸収施設、蒸留施設	● 伝熱面積 10m ² 以上 ● ポンプ動力 1kW 以上
23	（トリポリ燐酸ナトリウム製造用〔原料に燐鉱石を使用するもの〕）反応施設、乾燥炉、焼成炉	● 原料処理能力 80kg/時 以上 ● 火格子面積 1m ² 以上 ● 燃焼能力 50 リットル/時 以上
24	（鉛の第2次精錬〔鉛合金の製造含〕または鉛の管、板、線の製造用）溶解炉	● 燃焼能力 10 リットル/時 以上 ● 変圧器定格容量 40 kVA 以上
25	（鉛蓄電池製造用）溶解炉	● 燃焼能力 4 リットル/時 以上 ● 変圧器定格容量 20 kVA 以上
26	（鉛系顔料製造用）溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	● 容量 0.1m ³ 以上 ● 燃焼能力 4 リットル/時 以上 ● 変圧器定格容量 20 kVA 以上
27	（硝酸製造用）吸収施設、漂白施設、濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力 100kg/時 以上
28	コークス炉	原料処理能力 20 トン/日 以上
29	ガスタービン	燃焼能力 50 リットル/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃焼能力 35 リットル/時 以上
32	ガソリン機関	